○高知県警察表彰取扱規程（昭和30年６月15日 高知県警察本部訓令第９号）

〔沿革〕　昭和33年９月１日高知県警察本部訓令第16号、35年３月25日第３号、６月22日第８号、37年３月30日第３号、43年11月20日第20号、44年２月19日第５号、46年３月５日第２号、49年３月27日第２号、55年３月27日第９号、56年３月20日第４号、59年４月１日第４号、60年４月10日第12号、９月10日第17号、62年３月９日第６号、63年６月３日第８号、平成２年12月25日第22号、４年８月６日第18号、５年10月14日第19号、10年３月５日第２号、11年４月19日第７号、16年２月20日第２号、16年12月17日第21号、20年３月10日第６号、21年７月28日第17号、29年12月26日第31号、31年４月１日第14号、令和４年４月１日第５号、８年４月１日第11号

警　察　本　部
警　　察　　署

（趣旨）

第１条　この規程は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）による表彰及び県警察の表彰の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和62年本部訓令６号・63年８号〕

（本部長の表彰）

第２条　本部長の行う表彰は、規則第２条、第６条第２項及び第４項の規定に基づき次のとおりとする。

（１）　警察功績章
（２）　賞詞
（３）　賞状
（４）　賞誉
（５）　感謝状

一部改正〔昭和44年本部訓令５号・62年６号・63年８号・平成21年17号〕

（警察功績章の授与）

第３条　警察功績章は、勤務成績が優秀であり、特に顕著な功労があると認められる職員（過去１年以内に懲戒処分を受けたことのある者を除く。）であって、次のいずれかに該当するものに授与する。

（１）　30年以上勤続して退職する警視、警部（退職時に特別昇任した警部を除く。）又はこれらに相当する一般職員
（２）　30年以上勤続して退職する警部補（退職時に特別昇任した警部を含む。）以下の警察官又はこれらに相当する一般職員で、本部長の行う優秀警察職員表彰（平成３年以前の優良警察職員表彰を含む。）を受けたことのあるもの

一部改正〔昭和35年本部訓令８号〕、全部改正〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和62年本部訓令６号・63年８号・平成４年18号・10年２号・21年17号〕、一部改正〔平成29年本部訓令31号〕

（賞詞の授与）

第４条　賞詞は、20年以上勤続して退職する職員で勤務成績の優秀なもの又は次に掲げる事項について多大の功労があり、若しくは成績が特に優秀であると認められる職員に授与する。

（１）　犯罪の予防又は鎮圧

（２）　犯罪の捜査又は被疑者の逮捕

（３）　災害又は変事における職務の執行

（４）　職務上重要な改善又は研究

（５）　前各号のほか、重要かつ困難な職務の執行

（６）　永年勤続による累積功労

（７）　勤務成績又は研修成績

（８）　その他表彰することが適当と認められる事案

追加〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和63年本部訓令８号・平成４年18号・11年７号〕、一部改正〔平成29年本部訓令31号〕

（賞状の授与）

第５条　賞状は、次に掲げる事項について、顕著な業績があると認められる警察部内の部署（以下「部署」という。）に授与する。

（１）　前条各号に掲げる事項

（２）　警察活動又は行事

追加〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和63年本部訓令８号・平成21年17号〕

（賞誉の授与）

第６条　賞誉は、15年以上勤続して退職する職員で勤務成績の優秀なもの又は次に掲げる事項について功労があり、若しくは成績が優秀であると認められる職員又は業績が優秀であると認められる部署に授与する。

（１）　第４条各号に掲げる事項

（２）　前条第２号に掲げる事項

追加〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和63年本部訓令８号・平成４年18号・11年７号〕、一部改正〔平成29年本部訓令31号〕

（感謝状の贈呈）

第７条　感謝状は、次に掲げる事項について、功労が認められる警察部外の個人又は団体に贈呈する。

（１）　第４条第１号又は第２号に掲げる事項

（２）　人命の救助又は身体財産の保護

（３）　災害又は変事における警戒、防護若しくは救護

（４）　警察又は職員に対する協力

追加〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和63年本部訓令８号・平成10年２号・21年17号〕

（副賞）

第８条　本部長、部長及び所属長の表彰には、副賞を添えることができる。ただし、部長及び所属長の表彰については、警察部外の個人又は団体に限るものとする。

旧４条を一部改正し繰下〔昭和44年本部訓令５号〕、全部改正〔昭和63年本部訓令８号〕、一部改正〔平成16年本部訓令21号・21年17号〕

（表彰の手続）

第９条　所属長は、本部長の表彰に値する功労若しくは業績があると認められる職員若しくは部署又は警察部外の個人若しくは団体（以下「功労者」という。）があるときは、速やかに次に掲げる区分に従い、別記第１号様式又は別記第２号様式の表彰上申書により監察課長を通じ本部長に上申しなければならない。

（１）　職員については、当該所属長。ただし、職員が応援のため派遣されたものであるときは、派遣を受けた所属長

（２）　部署については、当該事務の所管所属長

（３）　警察部外の個人又は団体については、その行為地を管轄する署長又は協力を受けた所属長

（４）　前各号の区分により難いときは、関係所属長のうち、一の所属長

２　功労者が２以上あり、その功労又は業績に差があると認められるときは、氏名又は団体名の上位に順位を朱書きしなければならない。

一部改正〔昭和33年本部訓令16号･37年３号〕、旧５条を一部改正し繰下〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和55年本部訓令９号・60年12号・62年６号・63年８号・平成10年２号・16年21号・21年17号〕、一部改正〔平成29年本部訓令31号〕

（審査及び上申）

第10条　本部長は、前条の上申があったときはこれを審査し、適当と認めるときは表彰を行うものとする。

２　本部長は、功労又は業績の程度に従って中国四国管区警察局長又は警察庁長官に対して、表彰の上申を行う。

旧６条を一部改正し繰下〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和63年本部訓令８号・平成21年17号〕、一部改正〔平成31年本部訓令14号〕

（部長の表彰）

第10条の２　部長は、功労の内容が本部長の表彰の程度に至らないと認められる功労者を表彰することができる。

２　前項の表彰の手続については、第９条の規定を準用する。

追加〔昭和49年本部訓令２号〕、一部改正〔昭和60年本部訓令12号・63年８号・平成16年21号・21年17号〕

（所属長の表彰）

第11条　所属長は、部長の表彰の程度に至らないと認める所属の職員及び部署並びに警察部外の個人及び団体を表彰することができる。

旧７条を繰下〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和63年本部訓令８号・平成16年21号・21年17号〕、一部改正〔平成29年本部訓令31号〕

（死亡又は退職時の表彰）

第12条　職員又は警察部外の個人が、表彰前に死亡し、又は退職したときは、生前又は退職の日に遡って表彰する。

２　職員又は警察部外の個人が、表彰前に死亡した場合における表彰状及び副賞の授与については、規則第８条の規定を準用する。

３　第１項の事由が生じたときは、所属長は、速やかにその旨を監察課長を通じ本部長に報告しなければならない。ただし、所属長が所属の職員に対して行う表彰の場合は、これを省略することができる。

旧８条を一部改正し繰下〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和63年本部訓令８号・平成16年21号・21年17号〕、一部改正〔平成29年本部訓令31号〕

（表彰状等の様式）

第12条の２　警察功績章に付する書状並びに賞詞、賞状、賞誉、感謝状及び部長賞の様式は、別記第３号様式のとおりとする。

追加〔平成２年本部訓令22号〕、一部改正〔平成16年本部訓令21号〕

（表彰報告）

第13条　所属長は、所属の職員が警察部外から表彰を受けたとき、又は所属長が警察部外の個人若しくは団体を表彰したときは、別記第４号様式の表彰報告により、その都度監察課長を通じ本部長に報告しなければならない。

旧９条を一部改正し繰下〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和63年本部訓令８号・平成10年２号・16年21号・21年17号〕、一部改正〔平成29年本部訓令31号〕

（表彰台帳の備付け）

第14条　監察課には、表彰台帳を備え付け、表彰が行われたときは、その都度必要な事項を記録しなければならない。

２　監察課長は、前条の規定による報告を受けたときは、表彰台帳に必要な事項を記録しなければならない。

一部改正〔昭和37年本部訓令３号〕、旧10条を一部改正し繰下〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和46年本部訓令２号・63年８号・平成10年２号・16年21号・21年17号〕、一部改正〔平成29年本部訓令31号〕

（表彰の記録）

第15条　所属長は、所属の職員の表彰については、その都度人事関係の記録に必要な事項を記録しなければならない。

旧11条を繰下〔昭和44年本部訓令５号〕、一部改正〔昭和63年本部訓令８号・平成16年21号〕

第16条　表彰事務の適正な運用に資するため、県本部に高知県警察表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には本部長を、委員には部長、警察学校長及び監察課長並びに本部長が指定する者をもって充てる。

３　委員会は、委員長が招集する。

４　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長を代理する。

５　委員会の庶務は、監察課において処理する。

追加〔平成20年本部訓令６号〕、一部改正〔令和８年本部訓令11号〕

（幹事会）

第17条　委員会に幹事会を置く。

２　幹事会は、適正かつ効果的な表彰について調査、研究及び検討を行い、委員会に原案を提出するものとする。

３　幹事長には警務部長を、幹事には県本部各部庶務担当課長及び監察課長並びに幹事長が指名する者をもって充てる。

４　幹事会の庶務は、監察課において処理する。

追加〔平成20年本部訓令６号〕

付　則

この訓令は公布の日から施行する。

付　則（昭和33年９月１日高知県警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和33年９月１日から施行する。

付　則（昭和35年３月25日高知県警察本部訓令第３号）

この訓令は、昭和35年４月１日から施行する。

付　則（昭和35年６月22日高知県警察本部訓令第８号）

この訓令は、昭和35年６月25日から施行する。

付　則（昭和37年３月30日高知県警察本部訓令第３号）

この訓令は、昭和37年４月１日から施行する。

付　則（昭和43年11月20日高知県警察本部訓令第20号）

この訓令は、昭和43年11月20日から施行する。

付　則（昭和44年２月19日高知県警察本部訓令第５号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、昭和44年３月１日から施行する。

付　則（昭和46年３月５日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和46年３月５日から施行する。

附　則（昭和49年３月27日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、昭和49年３月27日から施行する。

附　則（昭和55年３月27日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年３月20日高知県警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和59年４月１日高知県警察本部訓令第４号）

この訓令は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（昭和60年４月10日高知県警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（昭和60年９月10日高知県警察本部訓令第17号）

この訓令は、昭和60年９月10日から施行する。

附　則（昭和62年３月９日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年６月３日高知県警察本部訓令第８号）

この訓令は、昭和63年６月３日から実施する。

附　則（平成２年12月25日高知県警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成３年１月１日から施行する。

附　則（平成４年８月６日高知県警察本部訓令第18号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成４年８月６日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令施行の際、優良警察職員表彰を受けている者は、この訓令の規程による優秀警察職員表彰を受けた者とみなす。

附　則（平成５年10月14日高知県警察本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成10年３月５日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成10年３月５日から施行する。

附　則（平成11年４月19日高知県警察本部訓令第７号）

この訓令は、平成11年４月19日から施行する。

附　則（平成16年12月17日高知県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成17年１月１日から施行する。

附　則（平成20年３月10日高知県警察本部訓令第６号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年７月28日高知県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成21年７月28日から施行する。

附　則（平成29年12月26日高知県警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成29年12月26日から施行する。

附　則（平成31年４月１日高知県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日高知県警察本部訓令第５号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月24日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

別記

第１号様式（第９条関係）　全部改正〔昭和35年本部訓令３号〕、一部改正〔昭和44年本部訓令５号〕、全部改正〔昭和60年本部訓令17号〕、一部改正〔平成４年本部訓令18号・16年21号〕、一部改正〔令和４年本部訓令５号〕

<table>
<tr><td colspan="3">親発第　　号
年　月　日

本部長　殿

長

表彰上申書（部内）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上申の種別</td><td>賞詞（　　）級　　賞状　　賞誉　　部長賞</td></tr>
<tr><td rowspan="2">功労者</td><td>職員の場合</td><td>【所属・係別・階級・氏名・職員番号・生年月日】</td></tr>
<tr><td>部署の場合</td><td>【部署名】</td></tr>
<tr><td colspan="2">功労事実の概要及び功労の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">参考事項</td><td>（作成担当者の官職、氏名及び警察電話番号）</td></tr>
</table>

注１　功労者が職員の場合の氏名には、振り仮名を付けること。

２　同一事案について重複して表彰上申を行わないこと。

第２号様式（第９条関係）　全部改正〔昭和35年本部訓令３号〕、一部改正〔昭和44年本部訓令５号〕、全部改正〔昭和60年本部訓令17号〕、一部改正〔平成16年本部訓令21号〕、一部改正〔令和４年本部訓令５号〕

親発第　　号 年　月　日 本部長　殿 長 表彰上申書（部外）		
上申の種別		本部長　　部長（部門）
功労者	個人の場合	【住所・職業・氏名・生年月日】
	団体の場合	【所在地・名称・代表者の氏名】
功労事実の概要及び功労の内容		
功労者（個人）の経歴・素行・信用状態等又は団体の組織・事業内容・運営状況等		
参考事項		（作成担当者の官職、氏名及び警察電話番号）

注　功労者が、個人の場合の氏名並びに団体の場合の名称及び代表者の氏名には、振り仮名を付けること。

第３号様式（第12条の２関係）　追加〔平成２年本部訓令22号〕、一部改正〔平成４年本部訓令18号・10年２号・16年21号〕、一部改正〔令和４年本部訓令５号〕

(1)　警察功績章

（規格Ｂ列３番）

第　　号

所　属
階　級　氏　名

君は多年にわたり警察職員として日夜献身的努力をもって職務に精励し・・・の分野において多くの業績をあげ治安維持に尽くしたその功労は特に顕著である
ここに警察功績章を授与する

年　月　日

本　部　長　名

(2)　賞　詞

（規格Ａ列３番）

第　　号

賞　詞

所　属
階　級　氏　名

君は・・・（功労内容）・・・

(3)　賞　状

（規格Ｂ列３番）

第　　号

賞　　状

部　署　名

貴〇〇は・・・（功労内容）・・・

(5)　賞　誉（個人）

（規格Ｂ列４番）

第　　号

賞　誉

所　属

階　級　氏　名

君は・・・（功労内容）・・・

(7)　部長賞（部署）

（規格Ｂ列４番）

第　　号

賞

部署名

貴○○は・・・（功労内容）・・・

第４号様式（第13条関係）　全部改正〔昭和35年本部訓令３号〕、一部改正〔昭和44年本部訓令５号〕、全部改正〔昭和63年本部訓令８号〕、一部改正〔平成５年本部訓令19号・16年21号〕

親発第　　号
年　　月　　日

本部長　殿

長

表　彰　報　告

表彰月日	表彰者	被表彰者の官職・氏名等	事案の概要	表彰種別 副　　賞